

食品の期限表示制度の改善のための措置について

平成 2 3 年 4 月 8 日

消 費 者 庁

消費者庁では、今般、食品の期限表示制度の改善方策のための措置について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 . 検討経緯

消費者庁では、食品の期限表示制度の改善方策について検討するため、昨年 3 ～ 4 月にパブリック・コメントを行い、9 月に消費者団体・事業者団体等の参加を得て意見交換会を実施しました。

- パブリック・コメント等においては、

 - ・ 消費期限と賞味期限の趣旨について、消費者の理解を促進するため、両者の違いを明確化すべき。
 - ・ 表示ラベルを貼り替えて期限を延長するといった行為に対する考え方を明らかにすべき。
 - ・ 生菓子の詰め合わせなど個包装への表示のない食品についても、消費者への情報提供を進めるべき。
 - ・ 包装を開封した後の取扱いや、適切な保存方法についての情報提供を進めるべき。

など、多くの意見が寄せられました。

2 . 改善措置

寄せられた意見を踏まえ、消費者庁では、「加工食品の表示に関する共通 Q&A（第 2 集）」を別紙のとおり改正し、運用の改善を図ることとしました。

消費者庁としては、これらの措置により表示の充実を図っていくとともに、さらに、義務表示事項の見直しについても、引き続き関係者の意見を伺いつつ、食品表示に関する一元的な法体系の在り方の議論の一環として、具体的に検討を進めていくこととしました。

担 当：消費者庁食品表示課
平中、中田
連絡先：0 3 - 3 5 0 7 - 9 2 2 1

(1)「消費期限」と「賞味期限」の違いの明確化

- 品質(状態)が急速に劣化する食品には、安全性を欠くこととなるおそれがない期限として「消費期限」を、比較的品質が劣化しにくい食品には、おいしく食べることができる期限として「賞味期限」を表示すべき旨を明確化。 Q2-3

<消費期限、賞味期限が表示される食品>

消費期限：弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、食肉、生めん類など
賞味期限：スナック菓子、即席めん類、缶詰、牛乳、乳製品など

- 消費者への情報提供の観点から、「消費期限」「賞味期限」の意味を分かりやすく表示することが適切である旨を明らかにし、推奨する表示例を追加。 Q22

<分かりやすい表示の例>

- 消費期限(期限を過ぎたら食べないようにしてください。): 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 消費期限: 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに食べきってください。
- 賞味期限(美味しく食べることのできる期限です。) 20××年〇〇月〇〇日
- 賞味期限(期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。): 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 賞味期限: 平成〇〇年〇〇月頃までおいしく召し上がれます。

(2)保存方法等に関する情報提供の促進

- 密封された生菓子の詰め合わせなど、外装を開封することによって密封状態が保てなくなるものについては、箱の中に「開封後はお早めにお召し上がり下さい」と表示した説明書を入れるなど、消費者へ情報提供することが望ましい旨を明確化。

Q24-1

- 期限表示が未開封の状態を前提としている旨を併せて表示することは、消費者への情報提供の観点から適切である旨を明確化。 Q24-2

<表示例>

賞味期限: 平成〇〇年〇〇月〇〇日(賞味期限は、商品が未開封状態での期限です。)

- 賞味期限の表示に加え、品質劣化の目安となる情報（食品の色・香りの変化、包装の膨張等）を表示や、ホームページ等により消費者に対して提供することが望ましい旨を明確化。 Q24-3

（３）期限表示ラベルの貼り替えに対する考え方の明確化

商品を陳列した後に、期限表示ラベルを貼り替えて期限を延長することは、合理的な根拠のある期限の範囲内であっても、消費者の商品選択を確保する観点から、適切とはいえない旨を明確化。 Q29-2

<不適切な事例>

製造当日を消費期限として表示した量り売りの惣菜が売れ残った際に、その一部を冷蔵保管し、翌日に、その日を消費期限と表示して販売した。販売者は消費期限を科学的根拠に基づき、製造日から４～５日と設定していた。

（４）事業者による期限設定の際の考え方の明確化

食品事業者が期限を設定するに当たっては、全ての指標（微生物試験、理化学試験、官能試験等）について検査を実施する必要はなく、業界団体が作成するガイドラインなどを参考に検査項目を絞り込むことが可能である旨を明確化。 Q10-2

また、期限設定の根拠に関する情報については、ホームページに掲載するなどして消費者に情報提供するよう努めるべきものとした。 Q10-3

（５）いわゆる 1/3 ルールが任意のものであることの明確化

「賞味期限」までの期間を製造業者、販売業者、消費者が 1/3 ずつ分け合うという、いわゆる 1/3 ルールについて、法的な位置づけはなく、あくまで任意で行われているものであり、納入期限、販売期限を 1/3 ルールに基づいて設定する義務がないことを明確化。 Q14

< 1 / 3 ルール >

業者間で自主的に納入期限、販売期限を設定するルール

